

海部東部消防組合新庁舎整備事業

モニタリング措置要領

2026年（令和8年）3月

海部東部消防組合

本組合（以下「発注者」という。）は、海部東部消防組合新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）を実施する受注者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び受注者が提案した提案書（以下「要求水準書等」という。）に規定した水準を達成しているか否かを確認するため、受注者のセルフモニタリング結果に基づき、本事業の実施状況について、モニタリングを実施する。

発注者によるモニタリングは、以下の内容を予定している。ただし、別途、発注者がモニタリングを必要とする場合は、発注者の定める方法により随時実施できるものとする。また、発注者は、モニタリングの結果に基づき必要に応じて是正措置を行う。

（１）業務着手時

受注者は、業務着手前に業務全体に関する工程表及び業務計画書及びセルフモニタリング実施計画書等を発注者に提出し、発注者は要求した業務水準等に適合していることの確認を行う。

（２）設計業務時

発注者は、基本設計及び実施設計時に、受注者から提出された設計図書について、要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。

（３）建設業務時

発注者は、本施設が設計図書に従って建設されていることを確認するため、受注者が行う工事施工及び工事監理の状況について、定期的又は必要に応じて随時確認を行う。工事の施工状況について発注者から要請を受けた場合には、受注者は説明及び報告を行うとともに工事現場での施工状況について、発注者の確認を受けること。

（４）工事完成及び施設引渡し時

発注者は、本施設が要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。なお、受注者は、発注者の確認の際に、施工記録を用意し、現場にて発注者の確認を行うこと。

（５）モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、要求水準書等の内容が達成されていない場合には、発注者は、受注者に対して改善を指示する。受注者が発注者からの指示に従わない場合は、発注者からの支払いの延期、支払額又は契約解除の措置をとることがある。